

東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例

東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例（昭和56年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。